

「カード認証による預金払戻し等に関する窓口取引規定」の一部改定のお知らせ

当社では、「カード取引による預金払戻し等に関する窓口取引規定」を改定し、2024年2月1日（木）以降は新規定でのお取り扱いといたします。

株式会社関西みらい銀行

◆改定内容

- ・次の条項について以下のとおり改定します。

<名称>

改定前	改定後
カード認証による預金払戻し等に関する窓口取引規定	カード認証による預金払戻し等に関する取引規定

<内容>

改定前	改定後
<p>1.（適用範囲） 普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）について発行したキャッシュカード（ただし、代理人カードは除きます。以下「カード」といいます。）を保有する個人のお客さま（ただし、任意団体、非居住者、営業性個人および当社が別途定めた方を除きます。以下「利用者」といいます。）は、当店のほか当社国内本支店の窓口に設置したカード認証が可能な当社所定の機器（以下「カード認証端末」といいます。）において、カード認証を第4条に定める取引に利用することができます。</p>	<p>1.（適用範囲） 普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）について発行したキャッシュカード（ただし、代理人カードは除きます。以下「カード」といいます。）を保有する個人のお客さま（ただし、任意団体、非居住者、営業性個人および当社が別途定めた方を除きます。以下「利用者」といいます。）は、当店のほか当社国内本支店に設置したカード認証が可能な当社所定の機器（以下「カード認証端末」といいます。）において、カード認証を第4条に定める取引に利用することができます。</p>
<p>2.（カード認証） （省略）変更なし</p>	<p>2.（カード認証） （省略）変更なし</p>
<p>3.（本人確認等） カード認証による取引に際して、本人確認のための手続は次によるほか、当社が定める方法により行うこととします。 (1)手指静脈情報が登録された生体認証ICキャッシュカードを使用するときは、カード認証端末付属の装置により読み取りさせた本人の手指静脈情報とカードに登録された手指静脈の登録情報とを照合し、その一致を確認します。 (2)前項以外のカードを使用するときは、カード認証端末付属の装置により入力された暗証番号とカード発行口座に登録の暗証番号との一致を確認します。 (3)預金の払戻し等（総合口座やカードローンによる当座貸越を利用した払戻しを含み以下も同様とします）にあたっては、当該預金の払戻し等を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻し等を行いません。 (4)第1項、第2項により一致を確認のうえ取扱いしましたうえは、来店者を預金者本人とし、その取扱いにより生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、預金者は、盗取されたカードを用いて行われた不正な払戻し等の額に相当する金額について、第10条により補てんを請求することができます。 (5)第1項、第2項の取扱において当社所定の回数を超えて一致の確認ができない場合には、カードの利用を停止させていただきます。</p>	<p>3.（本人確認等） カード認証による取引に際して、本人確認のための手続は次によるほか、当社が定める方法により行うこととします。 (1)手指静脈情報が登録された生体認証ICキャッシュカードを使用するときは、カード認証端末付属の装置により読み取りさせた本人の手指静脈情報とカードに登録された手指静脈の登録情報とを照合し、その一致を確認します。 (2)前項以外のカードを使用するとき、または前項の方法以外の方法で本人確認を行うカード認証端末を使用するときは、カード認証端末付属の装置により入力された暗証番号とカード発行口座に登録の暗証番号との一致を確認します。 (3)預金の払戻し等（総合口座やカードローンによる当座貸越を利用した払戻しを含み以下も同様とします）にあたっては、当該預金の払戻し等を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻し等を行いません。 (4)第1項、第2項により一致を確認のうえ取扱いしましたうえは、来店者を預金者本人とし、その取扱いにより生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、預金者は、盗取されたカードを用いて行われた不正な払戻し等の額に相当する金額について、第9条により補てんを請求することができます。 (5)第1項、第2項の取扱において当社所定の回数を超えて一致の確認ができない場合には、カードの利用を停止させていただきます。</p>
<p>4.（取引の種類） （省略）変更なし</p>	<p>4.（取引の種類） （省略）変更なし</p>

<p>5. (利用方法等) 次によるほか、当社が定める方法により行うものとします。</p> <p>(1)カード認証の対象取引は、カード認証端末付属の装置にカードを挿入し、取引の依頼を行ってください。</p> <p>(2)カード認証端末画面に表示される取引内容を確認いただき承諾(申込)する場合は、カード認証端末付属の装置から本人の手指静脈情報を読み取りさせてください(または暗証番号を入力してください)。</p> <p>(3)カード認証の対象取引は、当社が第3条の方法により本人であることを確認した時点、資金移動を伴う取引の場合は取引に必要な資金を確保した時点で取引が成立するものとします。取引成立後の変更・取消はできません。</p>	<p>5. (利用方法等) 次によるほか、当社が定める方法により行うものとします。</p> <p>(1)カード認証の対象取引は、カード認証端末付属の装置にカードを挿入し、取引の依頼を行ってください。</p> <p>(2)カード認証端末画面に表示される取引内容を確認いただき承諾(申込)する場合は、カード認証端末付属の装置から本人の手指静脈情報を読み取りさせてください(または暗証番号を入力してください)。</p> <p>(3)カード認証の対象取引は、当社が第3条の方法により本人であることを確認した時点、資金移動を伴う取引の場合は取引に必要な資金を確保した時点で取引が成立するものとします。取引成立後の変更・取消はできません。</p> <p>(4)カード認証端末では電子メールアドレスをお届けいただかなくてもお取り引きいただけますが、電子メールアドレスをお届けいただかない場合は、ご利用後の通知は配信されません。また、一部の取引では必ずお届けいただく場合がございます。</p>
<p>6. (取引内容の確認) (省略) 変更なし</p>	<p>6. (取引内容の確認) (省略) 変更なし</p>
<p>7. (カード認証取引の停止) (1)カード認証取引をご希望されない場合は、当社所定の手続により届け出てください。</p> <p>(2)当社において利用が不適切と認められた場合には、利用者へ通知することなくカード認証による取引を停止することがあります。</p>	<p>削除</p>
<p>8. (障害時等の取扱い) (省略) 変更なし</p>	<p>7. (障害時等の取扱い) (省略) 変更なし</p>
<p>9. (偽造カード等による払戻し等) (省略) 変更なし</p>	<p>8. (偽造カード等による払戻し等) (省略) 変更なし</p>
<p>10. (盗難カードによる払戻し等) (省略) 変更なし</p>	<p>9. (盗難カードによる払戻し等) (省略) 変更なし</p>
<p>11. (規定の変更等) (省略) 変更なし</p>	<p>10. (規定の変更等) (省略) 変更なし</p>
<p>12. (規定の適用) この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、各定期預金規定、各外貨預金規定、保護預り規定兼振替決済口座管理規定、一般債振替決済口座管理規定、投資信託取引約款、投資信託受益権振替決済口座管理規定、キャッシュカード規定(個人用)、生体認証ICキャッシュカードにかかる特約、ならびにその他の各預金規定および各サービスに関する規定(これらに付随する特約を含む)が適用されるものとします。</p>	<p>11. (規定の適用) この規定に定めのない事項については、普通預金規定、マイゲート利用規定、総合口座取引規定、定期預金に関する各種規定、外貨預金に関する各種規定、保護預り規定兼振替決済口座管理規定、一般債振替決済口座管理規定、投資信託取引約款、投資信託受益権振替決済口座管理規定、キャッシュカード規定(個人用)、生体認証ICキャッシュカードにかかる特約、ならびにその他の各預金規定および各サービスに関する規定(これらに付随する特約を含む)が適用されるものとします。</p>

以上